

麻績村の教育方針に関する研究検討委員会「第6回社会教育部会」議事録

日時 平成30年2月22日(木) 午後7:00～

場所 麻績村地域交流センター 2F 第3,4研修室

参加者

- ・社会教育委員兼公民館運営審議委員会委員長 湯地監興 委員
- ・社会教育委員兼公民館運営審議委員会副委員長 内山修治 委員
- ・文化財保護委員会会長 飯森忠幸 委員
- ・文化財保護委員会副会長 宮澤 強 委員
- ・体育協会理事長(教育長) 飯森 力 委員
- ・スポーツ推進委員 柳原直穂美 委員 (欠席)
- ・スポーツ推進委員 清水 深 委員
- ・公民館サポート委員 宮下 朗 委員
- ・公民館サポート委員 小松小百合 委員
- ・おみ図書館職員代表 新海知子 委員
- ・公民館長 塚原明水 委員
- ・教育次長 臼井太津男 (文化財担当)
- ・公民館主事 飯森誠一 委員 (事務局) (欠席)
- ・公民館体育主事 塩家正和 委員 (事務局)

傍聴者 1名

事務局：皆様こんばんは。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。会議に先立ちまして、柳原委員と事務局の飯森が欠席でございますのでご了承ください。また本日傍聴の申し出がありましたが、この会議におきましては、傍聴人の方のご発言はできませんのでご了解いただければと思います。それではこれから第6回社会教育部会を始めさせていただきますと思います。最初に部会長挨拶をお願いします。

部会長：皆さんこんばんは。皆様お仕事終わりのお疲れのところ、また夜のお忙しい時間に第6回社会教育部会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日は図書館関係の続きから検討に入りたいと思いますので、皆様方の活発なご意見をいただければと思いますのでよろしく願いいたします。

事務局：それでは協議事項に入らせていただきます。進行は部会長をお願いいたします。

部会長：協議事項の一つ目会議録の確認について事務局お願いいたします。

事務局：書記からご説明させていただきます。前回の議事録を皆様のお手元に送付をさせていただきます。修正点等がありましたらこの場でお願いしたいと思います。特段この場では無い様ですが、修正がある場合は事務局までご連絡いただ

ければと思います。この会議の会議録につきましては第 4 回目まで村ホームページで公開済みです、よろしくお願いいたします。

部会長：会議録につきまして何かご発言はございますか。無いようですが、私から 1 点お願いいたします。会議録にページ番号を振っていただけると助かりますので、お願いいたします。続いて議題の 2 点目の文化財関係に関する提案書について、事務局説明をお願いいたします。

事務局：第 5 回の社会教育部会を持ちまして、文化財関係に関する課題の検討が終了いたしましたので、その内容をまとめた「今後の社会教育の在り方に関する提案書」というものを作成させていただきました。内容については最初に社会教育部会の概要について記載があり、続いて文化財の課題全体のまとめが続きます。その後ろに、皆様にご協議いただいた細かな課題ごとにまとめさせていただいております。文化財については細かな課題が 8 点ありましたので 8 ページございます。内容が多いので本来ならば事前に送付させていただいてご確認いただければよかったですのですが、本日の提示となってしまいました。本日ここで内容を読みながら確認をすると時間を取ってしまいますので、お持ち帰りいただいでご確認いただければと思います。基本的には会議録を中心に内容を拾い出し、作成しておりますので、皆様のご発言やご意見が反映されております。落ち等がないか良くご確認いただければと思います。3 月下旬に研究検討委員会の本会を開催予定でありますので、この提案書を社会教育部会のまとめとして提出していきたいと考えております。3 月の上旬ごろまでに修正がある場合は事務局へご連絡いただけると助かります。(提案書修正点 2 点について連絡)

部会長：何か質問等ありますでしょうか。

委員：例えば課題の 4 番の提案内容に対する経費などが空欄になっているのですが、このまま提出するということでしょうか。

事務局：方向性についての検討で必要経費などの具体的な検討はしておりませんので、空欄で提出予定です。文化財マップの作成など具体的な事業内容があれば金額などが入ってきます。

委員：わかりました。

部会長：他に何かありますか。内容ですので私から 2 点お願いいたします。先ほど会議録でも申し上げましたがページ番号を入れておいていただけるとわかりやすいです。2 点目は提案書の 3 に文化財関係と来ていますが、この後協議していく図書館は 4 番というように続いていくということでしょうか。

事務局：そのように考えております。

部会長：わかりました。他に何かございますか。3 月に研究検討委員会の本会が開かれるという予定とのことですが、そこへこの提案書を提出して、検討していただくこととなりますので、まだ時間がありますので、ご一読いただいて、表現やニ

ュアンスなど細かいことでも構いませんので、修正点等がありましたら事務局までご連絡いただければと思います。それでは続いて検討課題について入りたいと思います。本日から図書館の課題について検討を進めたいと思います。図書館につきましてはお手元の課題リストにありますように、小部会にて6点の課題が出てきております。課題の1点目「来館困難者への対応」ということで現状としますと、来館が困難になった方（高齢化・体調不良など）に本を届けるシステムがなく、高齢化に伴い来館困難者も増えてくると考えられます。図書館では有償で本を貸借できないため、本の送料もとることが出来ません。以前に着払いで送ってほしいとの要望があったが、できなかった経緯があります。小部会においては解決策として有償ボランティアとの連携や送料の公費負担などがあげられました。この件に関しまして図書館で補足などありますか。

委員：補足はございません。不明な点がありましたらご質問ください。

部会長：小部会の時にこのシステムを利用できる対象者の限定をどのようにするのかといった話も出ましたが、以前に要望された方がいるのですよね。

委員：そうです。図書館に行けないのでということで実際に依頼がありました。

部会長：どういう方を対象としていくかですね。

委員：色々な事情を抱えている方がいるので、要望される方にはできるだけお手元の本をお届けするのが、公共図書館の在り方だと思うのですが、対象者をどのように限定するかという部分については、どのような話だったかはっきりと記憶がないのですが。

部会長：誰でも送れるということにはしないということですよ。

委員：どうしても来ることができない事情があって、来館が困難だという場合や、ご本人の健康上の問題や、あるいは介護に付きっきりで離れることができずに来館できない場合などの事情をお抱えの方については、このシステムを利用していただきたいのですが、ご本人の来館が実は可能なのに本を送ってほしいというような場合についてはきちんと線引きをして、実施していくサービスの対象者としてはある程度の条件付けをしていかななくてはどうかと思うのですが。

部会長：実際にこういったサービスを始めた場合は広報などしていくということですよ。対象者については申込書などを記載してもらおうなどして、本当に来館が困難なのかなどを確認していくということですよ。

委員：そうですね。申込書などの段階で、対象者になりえるかの判断はできると思います。

部会長：では実際に本を届ける方法ですね。

委員：これは郵送対応などいろいろな方法があると思いますが。図書館職員も一生懸命に色々な企画などやっているところなので、職員の負担となるような形は避けたほうが良いと思います。

- 委員：お金をかけないで、ボランティアなど人のご厚意で実施する形がとれば一番だと思います。課題リストの解決策のところに記載がありますが、有償ボランティアとの連携とあります。宮川和平さんが代表で実施されている30分300円でいろいろお手伝いをしてもらうサービスがありますので、それを活用したらどうかという話も小部会で出ました。
- 委員：来館困難者についてはどのくらいの要望があるのでしょうか。
- 委員：たくさん要望があるわけではありません。ですが実際にこのような図書館に行くことができないので本を送ってほしいという話がありました。また来館者とお話をしている中でわかったことなのですが、冬場は足元が悪くなるので、雪が降ったら次に来るのは春になるかなというようにおっしゃった方もいらっしゃいます。いずれもご高齢の方でしたが、そういう要望はございます。
- 委員：ではおみ図書館の来館者全体に対する比率というものはごくわずかということですね。
- 委員：比率からいえばごくわずかです。
- 委員：一年に1、2件ならそこまでやらなくてはいけないかという部分もありますね。要望された方はご家族などいないということですよ。一人住まいですか。
- 委員：要望のあったケースは、本人が介護をされていて側を離れることができないから図書館に行きたくても行けないというお話でした。
- 委員：なるほど介護されている人ではなくて介護している人が来ることができないということなのですね。
- 委員：昨年例はそういうことでした。
- 委員：社会福祉協議会で色々対応しているので、その辺も利用してもらうなど手はあると思いますが。
- 委員：色々なケースがあると思いますが、図書館としては読みたい本があるのだけでも図書館に行けない、何とかならないだろうかということがあれば最大限力になれるように私たちは提案していきたいという思いでいます。それが公共図書館の在り方だと思っています。実際的にそのサービスを利用する方がどのくらいいるのかというのはわかりません。
- 委員：解決策のところに記載のある図書館ボランティアのネットワークづくりとありますが、ボランティアの方が来館困難者の方に本を届けていただけることがベターだと思います。
- 委員：中にはこのような状況を知って、お手伝いできることがあればという形で手を挙げていただいている方もいらっしゃいます。ボランティアネットワークづくりが上手くできればそれも一つの方法だと思います。
- 委員：どうしても来館が困難だということであれば、近所の方や学校に行き来している方達の中から本を受け渡すような支え合いのボランティアネットワークが広

がっていけばいいなと思います。ただし、色々な問題があると思います。配達途中の事故だとか細かいことを考えると難しい部分がありますが、学校へ送り迎えしている保護者の方の協力などに知っていただいて、そこからボランティアの輪が広がっていけばいいですね。私も本が好きなので、どうしても本が読みたいけれど読めないという楽しみがなくなってしまうことになるにつらいので、なるべく早く体制作りができると思いいます。

部会長：来館困難者に対してのサービスをするという点については利用者の多寡にかかわらず良いことだと思います。またその方法としても図書館ボランティアという形がとれば一番いいと思いますが、どうしてもそのボランティアをしている最中の事故や怪我についての責任問題を考えると難しいと言いますか、気になる場所ですね。そうなるとお金で解決するというのが良いような気がしています。有償ボランティアの話も出ましたが、この方たちはボランティア中の事故などの対策も取っていると思います。ですからそういったところを考えていくと有償ボランティアを活用していくしかない様な気がしています。何かあった時のことを考えないといけませんよね。

委員：よろしいでしょうか。皆さんの博愛に富んだ精神をお聞きしていると、それもそうだなと思う部分もあるのですが、一言申し上げますと、先ほど部会長がこのサービスの利用者が多くても少なくても必要とおっしゃられたのですが、私は利用者が一人や二人の話ならやらない方がいいと思います。やっぱり必要だという意見が全体から多く出てきた場合は検討すればいいと思います。過激な意見になってしまいますが、来館困難な方がもしいたとした場合その方が、個人的に他の人に頼むなどして、図書館を利用するべきだと思います。やることは良いと思いますが、仮にボランティアを立ち上げたときに利用者が年に一人や二人だった場合どうするのでしょうか。必要に迫られたときに一生懸命にバックアップすることは良いことだと思いますが、今の状況でこのサービスを始めるのはちょっと早計なのかなと思います。

部会長：今のようなご意見も出ておりますがどうでしょうか。

委員：解決策にある 30 分 300 円の有償ボランティアについてお聞きしたいのですが、30 分以内で 300 円なのでしょうか。

委員：そうだと思います。1 分 10 円ということではなく 30 分単位だと思います。1 時間だと 600 円になると思います。

委員：なるほど。結構お金がかかってくると本を直接買ってもらった方がよくなってきてしまいますね。

委員：博愛に富んだ方々によるボランティアだったらいいと思います。ですが、きりがなくなってしまいますし、ここでまとめるような話ではないと思います。話の腰を折ってしまい申し訳ありませんが、こういう考え方もあるということでは

ご容赦下さい。

委員：色々なご意見が出て当然だと思います。参考までに松本市の取り組みをご紹介します。松本市では行きも帰りも本人負担により郵送をしています。配送に関しても図書館職員は関わらず全て業者対応しています。図書館職員としては楽なのですが、利用すればするほど利用者負担は増えていきます。できるだけ利用を希望する人には負担が無いように、希望する本を入手するという図書館本来の精神からいうと、本を読みたいけれども、読めば読むほどお金がかかるという現象を残念ながら作り出しているという担当からの話を伺っております。それから山形村でも郵送を活用していますが、着払いによるご本人負担ということです。

部会長：費用を公費負担するというのは難しいと思います。やはり受益者負担になりますよね。

委員：このサービスを実施するとなった時に、まず電話が来て、本を探して、発送準備をするとなると図書館職員の負担となりますよ。

委員：今おっしゃられた内容は全て図書館職員の本来の仕事になりますので、これによって負担が増えるということはありません。

委員：ではサービス開始となった時に業務量が増えて人員を増やすというようなことにはならないということですね。そういうことであれば、サービスに係る経費は受益者負担でやるべきだと思います。考え方ですが、私は高額な本の場合は図書館へ行きますが、安価な本は自分で購入します。

委員：それぞれ考え方はあると思いますので、金額で判断したり、図書館職員の業務量で判断したりというよりも、この村の中で経費をあまりかけずに、困っている方のために何か良いネットワークや案があれば伺いたいという思いでご提案させていただきます。

部会長：図書館側としてはこの問題について取り組みたいということですよ。

委員：やはりよく図書館を利用されていた方が、ある家庭の事情によりぱったり来ることができなくなってしまったといったときに、何とかできないかと言われたときに、「それはできません」というふうにお答えするのはどうなのかなと思ってしまう。何かしらの対策が考えることができれば、他の事にも応用が利くこともありますし、図書館が期待されている部分があると思いますので、役割を何とか果たしていきたい、本を読みたいという要望に対して何かしらの答えが出たらいいとそんな風に考えています。

委員：私は受益者負担であれば良いと思います。ただ送るとなると丈夫でしっかりとした封筒などが必要ですね。そういったものはありますか。

委員：古封筒の使い回しをしているので、その辺で新たに経費が掛かることはないと思っています。

委員：現時点で要望があった人は 2 人とのことなので、やってできないことはないですね。こういったきめ細かな対応は麻績村だからこそできるということもあるし、逆に言えば一人二人のためにはできないといった話になるのかもしれませんが。

部会長：私は公費を使ってやることは反対です。あくまでも受益者負担により実施すべきだと思います。有償ボランティアの 300 円、返却も入れれば 600 円ですか、この経費負担をしてでも借りたいという人が借りればいいと思います。郵便などを利用した場合は、それなりの梱包をしなくてはいけないと思いますが、この有償ボランティアの場合は古封筒に入れる程度で良いと思いますので荷造りの大変さはないですよ。

委員：おみ図書館では本人が行かずに代理人で本を借りることは可能なのでしょうか。例えば有償ボランティアの方が依頼を受けて本人の代わりに仮に来た場合、この人に頼まれて本を借りに来ましたと言えれば貸してくれますか。

委員：おみ図書館では村の中であればどこのどなたかということはほとんど把握できておりますので、もし代理で来られた方がいればそれは信用をしてお貸出いたします。

部会長：そういうことであれば今要望されている方に、有償ボランティアの存在をお話しすることで、解決しそうな気がしますね。

委員：そうですね。今ここでご提案いただいたので、図書館に行けないけど本が借りたいという要望がある方には、有償ボランティアを活用していただく方法をご提案したいと思います。小部会で話し合う前までは、有償ボランティアの存在を詳しく存じ上げませんでしたので、一つの解決策として利用していきたいと思います。

部会長：有償ボランティアとやり取りするのは図書館ということになるのですか。

委員：有償ボランティアに連絡をするのはあくまで本人だと思います。本人が、有償ボランティアへ本を借りてきてほしいと要望するということです。

委員：来館困難者への対応として有償ボランティアを活用した場合、本人でなくとも代理人として本の貸し出しができますよということだと思います。

委員：おみ図書館は地域に根差した図書館で、他に例のない面白い図書館ですし、実際にいろいろな活動をしていただいていると思います。麻績村として、有償ボランティアを活用して来館困難な方は本が借りることができますというのはとてもいいことだと思います。図書館側としても、今までよく借りに来ていただいていた方が、急に来なくなってしまって、その方から何とか本が借りられないかと要望をされれば何とかしてあげたいと思うのはもちろんだと思います。図書館の事に限らずですが、村としてもっとお互いを支え合うと言いますか助け合える風潮であってほしいと思います。図書館のみに限らずですが助け合い

の精神を支える一環となれば良いと思います。子どもたちもそういったところを見て学ぶこともあると思います。確かに有償ボランティアを活用すれば一応の解決にはなると思いますが、もっと広くとらえていきたいという願いはあります。私は図書館の活動に対して、いろいろとやっていただいているので、とても期待をしていますし、今後も色々な可能性があると思います。ですから助け合いの場であるというようなことも念頭に置いていただくと良いなと思います。

委員：小松委員は身近なところでこのユニークなおみ図書館をオープンから13年間の道のりを見守っていただいております。地域の中で普段本を借りることができる場所があるということだけでなく、子どもたちと地域の方がつながりながら一つの場を共有しながらユニークな活動を行ってきた、支え合う地域とか、地域と広く手がつながっているような関係の中で、生まれて育ってきたおみ図書館があります。その中で何か良い考えがあったらと思い来館困難者に対しての問題を提起させていただきました。ここで公的なお金を使わずに、おみ図書館らしい方法で何かできないかなと思い、提案させていただきました。ですから合理的な考え方からすれば、一言で切り捨てることも可能です。そんなたった一人か二人いるかいないかわからない人のために、時間をかけて意見を出し合うことが必要なのかというご意見が出るのも分からないわけではないのですが、今までのおみ図書館の歩みをご存知の小松委員が先ほどの様なお発言をさせていただいて非常に嬉しく思いました。ありがとうございました。

委員：社会教育ってどういうことなのかということについて、社会教育の根っこについて深くほりさげていった方が色々な課題についても良いのかなと思いました。そういったところが大切だと思いました。これに限らず、おみ図書館のボランティアネットワークづくりというのは大切なことだと思います。すでにボランティアとして広がりかけている部分もありますよね。今後も図書館ボランティアの輪が広がっていけばいいと思いますし、そのうちの一つとして来館困難者への対応がとれるといいなと思います。ただし先ほども申し上げましたが、ボランティア中の事故とかそういった部分の保証などについては難しい部分があると思います。いろいろな保険があるとは思いますが。無いなりに工夫をしていかななくてはいけないとは思いますが。

委員：よろしいでしょうか。要望として一人か二人といった課題に対して時間をかけて検討をしていますが、むしろ課題の①来館困難者への対応について検討を深めるよりも、課題の②利用者拡大のために以降の検討したほうが、図書館の大きな方向性について検討が進められるのではないのでしょうか。課題の①来館困難者への対応について検討をすることで図書館の利用拡大に大きくつながるなら別ですが、現在ほとんど要望の無い事項についてこれ以上深く検討するより

も別の検討を進めませんか。

委員：色々なとらえ方があると思いますが、現時点では要望として一人、二人の問題ではあるのですが、高齢化が進みつつある中で、今後來館困難者が増加していく可能性は十分にあると思います。そういう中で何らかの体制づくりについて考えていきたいという意味ですので、現在要望として一人か二人といった課題に対して時間をかけたくないとおっしゃられるご意見も分かりますが、将来的にこういう傾向が顕著になっていくかもしれない中で、3年後、5年後を見通した中でこの課題について提案をさせていただきました。その上で2番以降の問題につなげていっていただけるならばそれはそれで結構です。

委員：私はやはり②利用者拡大のためにや③蔵書の増加に伴うスペース確保についてなどの方が、喫緊の課題だと思います。①の来館困難者への対応については後回しで、利用者の拡大や蔵書のスペースについてはお金もかかる部分が出てくると思うので検討を進めたほうが良いと思います。

部会長：ありがとうございました。こういった意見が出ておりますがどうでしょうか。

委員：先ほども申し上げたように、今いただいたご意見と、私どもの意識に若干の差異があることを認めた上で次の課題にお進みいただいて結構です。

部会長：わかりました。それでは課題の①来館困難者への対応についてはここまでとし、次の②利用者拡大のためにに進みたいと思います。内容としますと、利用者が固定化している、多くの方に図書館を利用してもらいたいが何かいいアイデアはないかということですが、何かご意見ありますでしょうか。

委員：おみ図書館の問題点としては、空間的にゆとりがないことだと思います。もともと限られたスペースなので仕方がないことですが、学習室の様な利用ができないことが課題だと思います。受験勉強や、放課後の子どもたちの学習の場としての利用ができないです。こういったスペースがないので本を借りてしまったらそれでおしまいというような感じになってしまいます。私の考えとしては子供の数が少なくなってきたので、空いている部屋を書庫にしたらどうかと思います。そうすることで図書館内にスペースが確保でき学習などができると思います。2点目はおみ図書館にインターネットやパソコンなどの環境が少ないと思います。麻績村ではテレワークなどの新しい働き方についても進めているところですので、そういった意味でも現代に対応できる素地を作っていかなければいけないと思います。図書館は本を借りるだけの場所ではないと思いますので、パソコンやタブレットなど時代の流れに対応した図書館になっていけばいいと思います。塩尻市などの大きな市では、CDやDVDなどの視聴覚資料も貸出できますし、そういった視聴覚資料を視聴するスペースもあります。なかなかそこまでの設備などは難しい部分があると思いますが、そういった部分も整備を進めていくことで利用者が増えていくのではないかと思います。

部会長：CDとかDVDはレンタル屋さんの様な形と言うことですか。

委員：購入するときは多くの方に視聴していただくための権利を買うことになるので、通常のCDやDVDを購入する値段よりは高額になりますが、そういったものをそろえて本と同じように貸し出しをしています。特に塩尻の図書館は新しい図書館になりますので、視聴覚関係は多く取り揃えていると思います。

部会長：では音楽CDや映画などが借りることができるということですね。

委員：そうです。今の時代はどの図書館でもそういった視聴覚資料が借りられます。場合によってはその場で視聴覚ブースがあって見ることができます。

教育長：音楽CDやDVDなどは教養に関するものに限らずということでしょうか。

委員：教養と娯楽の境界は難しい部分がありますが、普通に娯楽ものも置いてあります。

教育長：レンタル屋などからはクレームなど無いのでしょうか。

委員：基本的には一般人が購入する価格ではなく、著作権料を付加されたものを購入して貸し出しをします。

教育長：レンタルなどはお金を払って借りますが、無料で借りられるということですよね。

委員：そうです。基本的には本と同じ考え方です。

委員：ちょっとお伺いしたいのですが、この課題の⑤視聴覚資料の活用体制についてとありますが、この部分も今の話には関係してきていますよね。

委員：そうですね。関係しております。

部会長：利用者の拡大という内容についてですが、基本的には本の貸し出しについてということではなくて他の部分での利用者拡大ということでしょうか。

委員：本の貸し出しも増やしたいと思っておりますし、本を借りる方の中には視聴覚資料ありますかと要望されるお客様もいらっしゃいますので、今お話にあるように視聴覚資料を充実させて提供できるような図書館になっていけば良いなど思っています。人口の割合からすれば充実した資料がそろっている図書館だと思いますが、利用される方は同じ方が何度も訪れていただけていただくこともありますし、一方でまったく足を踏み入れないよと言う方もいらっしゃいます。ですがせっかくみんなの図書館ですのでできるだけ大勢の方にご利用していただいて、利用者の何らかのお役にたてればと思っておりますし、お役にたてるような本を選ぶなど職員も工夫しておりますので、いろんな方に来ていただければなと思っております。今は「ひだまり広場」帰りの小さいお子さん連れのお母さんがよく来ていただけておりますし、高齢者の方でも一週間の間に何回も来ていただく方もいらっしゃいます。しかしながら開館時間が限られておりますので、中々働く世代の方からすると立ち寄りにくいということもあります。もう少しその辺を工夫できればと考えておりますし、あまり利用されない方は

こういうことから利用していないんだというような、声を聞かせていただければありがたいと思います。

委員：図書館はコピーをしてはいけないのですか。

委員：公民館図書室ではコピーをしてはいけないことになっています。公共図書館とされているところではコピーをしてよいことになっておりますが、公民館図書室ではコピーをすることができません。

委員：ではおみ図書館は公民館図書室ということですか。

委員：そうです。公共図書館ではありません。

委員：公民館にもよくコピーをしてほしいと依頼が来ますが、おみ図書館ですることができれば、図書館に足を運ぶ方が増えるかと思いましたが、制度的にはいけないのですね。

委員：そうですね。コピーをしたい場合はご自分で本をかりて、コピーするという形になります。

委員：本を借りてコピーする場合はあくまで自己責任でと言う形ですね。

委員：コピーがダメと言うのはコピー機を使わせないためと言うことではなく、図書館としてコピーをさせてはいけないということなのですね。

委員：そうですね。公民館図書室というくくりの中ではコピーができないことに決まっています。

委員：どこで取り決めがあるのですか。

委員：著作権法で決められています。この近隣で公民館図書室は生坂村ぐらいですね。

委員：：公共図書館と公民館図書室の違いはなんでしょうか。規模とかですか。

委員：今この場で正確なことは申し上げられないのですが、規模ではないです。今のおみ図書館の場合は麻績小学校の学校図書館と併設になっておりますので、そういった部分で制限があります。

委員：なるほど。おみ図書館のケースは特殊な事例ですよ。

教育長：そうですね。元は公民館の中にあった図書室を学校図書館と一緒にしておりますので、条例上はそのまま公民館図書室となっております。昔の公民館の建物の中に小さな図書室がありましたよね。

委員：併設の良さもあると思いますが、子どもも同時に使う図書館ですので、本の内容など制限があると思いますし、子どもが多く利用している図書館になるので、利用する側として子どもに遠慮する方もいると思いますね。そういう難しさがありますね。

委員：そうですね。授業などで利用する場合は気を使いますよね。

委員：もう一点課題の③蔵書の増加に伴うスペース確保についてですが、大きなコンテナの様なものを利用すればどうでしょうか。旧麻績村役場の跡地の駐車場の端っこにコンテナを設置すればスペースの確保につながると思います。また先

ほども言いましたが学校の空き教室の利用なども十分考えられると思います。
おみ図書館はあの限られたスペースに 3 万冊の蔵書がありますのですごい図書館だとは思っています。

委員：図書館の中庭も空いているのであのスペースを上手に利用するという手はありますよね。

委員：現状飽和状態なので、いずれにしろ何かスペースの確保が必要だと思います。

部会長：利用者の拡大のためには、学習室やパソコンコーナーの様なスペースづくり、DVD や CD などの視聴覚資料を取りそろえるというおみ図書館にない部分を補うことで利用者の拡大は図れると思いますが、すべてに予算がかかってきますね。予算をかけずに何かできる方法はあるかとなると、イベントを増やすという形にがるのかと思いますが、イベントはすでに結構実施していただいていますよね。

委員：そうですね。イベントについては年間計画を立てて、対象をそれぞれ色々な年齢層になるように設定して実施しています。

委員：日曜日の開館については要望ありますか。

委員：日曜開館については要望いただいております。

委員：職員のやりくりをして日曜開館してみてもどうでしょうか。

委員：日曜開館については来年度試行してみたいとは思っています。職員のやりくりもありますが、今の状況であれば何とかできると思います。日曜を開館してみてもの利用状況などを調べてみたいと思っております。

委員：では日曜開館については進めていただいているということですね。この取り組みが利用者増につながればいいですね。

部会長：閉館時間を延ばすことは可能でしょうか。毎日は難しいかもしれませんが、週の中で例えば火曜日、金曜日は夜 19 時までやっていますというような形がとれるといいですね。実際に村民、具体的には高校生から図書館の閉館時間を延ばしてほしいという要望が出ているので伸ばしてみるのも一つの手であると思います。

委員：時間の延長、それから土曜日の終日開館、日曜日の開館については別の日に休館日を設けるということになると思いますが、この辺は職員の間でも話し合いがもたれており、ここではっきりとしたことはまだ申し上げられないのですが、今年の 8 月に日曜開館をやってみることにしています。8 月ですと小学生の利用もないということで、8 月を使って試しに日曜開館をしてみたいと考えています。

委員：平日休館になるのですか。

委員：その代り月曜閉館や火曜閉館を検討しています。

委員：学校の子供がいるから難しいですよ。別の話ですが、先日図書館でブックカ

フェをやった時に感じたことですが、設備的に厳しい部分があるなと感じました。

委員：設備と言うとどんなことでしょうか。

委員：極端な話をすると湯茶室と言いますか、食器類や冷蔵庫の様なものも必要になったりするのかなと感じました。

部会長：今出た話をまとめますと利用者の拡大のためには、学習室やパソコンコーナーの様なスペースづくり、DVDやCDなどの視聴覚資料を取りそろえる、開館時間の延長、日曜開館、ブックカフェなど出ましたが、他に何かございますか。

教育長：今皆さんにおみ図書館の活性化に向けてご協議いただいて誠にありがたく思っておりますが、ただしこの図書館の性質として学校図書館との併設と言う部分を念頭に置いていただきたいなと思っております。ご協議いただいた中で施設的な話が出ましたが、今の施設を考えたときに、非常に実現が難しい部分があるのかなと感じました。おみ図書館が学校図書館と併設になった時の趣旨が変わってしまうことも困るのですが、確かにこれから図書館を運営していく上で、蔵書のスペースなどいろいろ考えなくてはいけない点はあると思います。これから図書館として発展的にどうしていくかについて検討していただければと思います。また、先ほどブックカフェについて設備など話が出ましたが、これについてはほかの図書館では主に外部委託で行っているのではないかなと思います。営業的な問題もあると思いますので、基本的に図書館職員がやるということではなく委託でできれば良いのかなと思います。今のおみ図書館と小学校図書館が上手く併設でやっていく上でどうしていけば発展していけるかということにも焦点を置いていただければと思います。

部会長：小学校との併設のスタイルはこのまま絶対変わらないということでしょうか。

教育長：そういうことではありません。その部分も含めた中でご協議いただければとおもいます。また予算がかかるから却下と言うことではなく、ご提案いただく中で真に必要な経費であれば村の中で検討して予算化につなげていけるようにしていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

委員：そういうことでしたら、課題の③蔵書の増加に伴うスペース確保と言う部分ですが、非常に困っていると思っておりますので、中庭のスペースにコンテナなのか倉庫なのかわかりませんが、スペースづくりができれば良いと思うのですが。

教育長：予算的に考えてみてもいいと思うのですが、小学校としてなぜあそこに中庭があるのかということを考えなきゃいけないと思います。置く場所は別としてもそういうスペースが必要だということは検討していただいて良いと思います。仮に中庭にコンテナを置いた時に、子どもたちの活動に支障をきたしてもいけないと思っておりますので。

委員：本の保存期限と言いますか、何年も利用の無い本については処分してしまうと

いうことはできないのでしょうか。

委員：できません。郷土資料の様な、他の図書館には置いていないおみ図書館に 1 冊しかない本と言うのは優先的にずっと保存する必要があり、麻績村民だけでなく他の図書館から問い合わせがあった場合にも貸し出しができるかけがえのない財産と言う意味があります。またその時その時の流行でよく読まれ、読み捨てられていくような本については順次更新をしています。本年度も 1,000 冊くらい見切りをつけなくてはいけない本を出しています。この本については麻績村の文化祭の時にリサイクルとしてお持ちいただいております。こういった選別をした上で、どうしても保存しておきたい本があるのですが置き場所がないというのが実情です。

委員：なるほど。歴史書とか麻績の事が出ている本などは残しておかなくてはならないですね。古い本も選んで処分している部分もあるのですね。

委員：そうです。一時人気がなくなってしまった本や、5 年くらい経過したら意味がなくなってしまう本などは基準を作る中で処分しています。

委員：わかりました。

部会長：今課題の③蔵書の増加に伴うスペース確保について議論が進んでおりますので、そちらに移りますが、本をしまっておくスペースと言うのは図書館に隣接しているのが望ましいとは思いますが、隣接していなくてもいいのでしょうか。

委員：本を借りに来た方がこの本ありますかと要望されたときにすぐに取りに行ける場所でないといけないと思います。今は総合グラウンドの方にある管理棟にも一部蔵書が保管せざるを得ない様な状態です。管理棟には明治大正あたりの古い郷土資料が保管されています。たまに郷土資料を見に来る方がいますが、管理棟に保存されているものを要望される場合があり、取りに行くのに時間がかかるのでお待ちいただくという場合はあります。管理棟ですと車で行かなくてはいけませんので、職員がすぐ取りに行ける範囲にあるといいなと思います。

部会長：旧母子センターの駐車場がありますが、仮にそこにコンテナを設置したとすると遠いでしょうか。

委員：単純に置ければいいというわけではなく、ある程度の通気性が無くてはいけませんし、本の状態の事を考えると湿度の管理などの必要性も出てきます。できれば図書館の中庭のスペースに倉庫のようなものを作っていただけるのが職員としては一番ありがたいと思います。

委員：この部会は平成 32 年度以降の図書館の事も見据えて検討をしていると思います。ちょっと突飛な意見かもしれませんが、今後中学校は麻績村の子どもだけになることが予想されます。人数的には今よりも少なくなると思いますので、中学校の学校図書館との併設も検討してみたらいいのかなと思います。中学校にも図書館職員がいて両方の図書館を利用できるような環境もあるのかなと思います。

す。スペース的にも中学校は大きいので上手く利用できれば蔵書の保管もできる気がします。長期的な視野で考えてもいいような気がします。またそうすることで中学校の本も入れ替えが出来たりすると思いますので、子どもたちにも良いと思います。

部会長：なるほど、中学校はスペース的にはありますね。

委員：アイデアは自由だと思うので申し上げますが、例えば今の小学校との併設をやめて学校図書館にして、中学校はスペースとして広いので公共図書館を持っていくということは考えられますね。公民館図書室ではなく、麻績村立公共図書館があっても良いかなとは思いますが、せっかく広い学習センターもありますので、村民も中学生も使う環境があっても良いのではないかなと思います。今のおみ図書館の学校図書館と併設という全国的に見ても例の少ないユニークな図書館としては終わりを告げる訳ではありますが、そこにこだわって今の形をずっと継続していく必要はないのかなと思います。使う人たちが使いやすい方法を模索していく分にはご理解いただけるのかなと思っています。

委員：中学校の学校図書館についても今後は考えていかななくては行けませんね。

部会長：中学校図書館との併設を検討することで、先ほど出た、学習スペースの設置や蔵書スペースの確保の問題は解決できそうな感じはしますね。

委員：そうですね。社会教育部会としてはそういうアイデアを提案できればいいと思います。それ以上先の細かいことに付いてはまた図書館や教育委員会で検討していただく部分だと思います。

部会長：提案として中学校へ図書館を移動してはどうかということですね。

委員：そこまでの話をしてしまうとおかしくなってしまうような気がします。小部会で出された課題に対して結論付けをしていくということじゃないのですか。いかに利用者を増やすかとかそういったことを検討するべきではないでしょうか。時間も経過してしまいますので、小部会で出された課題についてみて見ますと、私たちが結論を出せるのは課題の③蔵書の増加に伴うスペース確保についてなどだと思います。この辺をまず重点的に検討するなど決めていただいて検討を進めないと話がそれてしまって、課題に対しての結論付けができないと思いますので、検討する内容を絞って検討進めていただければと思います。

部会長：わかりました。それではまず②利用者拡大のために関しましては、学習室やパソコンコーナーの様なスペースづくり、DVDやCDなどの視聴覚資料を取りそろえる、開館時間の延長、日曜開館などを実施して利用者の拡大を図っていくという提案でよろしいでしょうか。

委員：学習室を作るとか視聴覚ブースを作るとなった時に、どうしても課題の③蔵書の増加に伴うスペース確保についてとの関連が出てきます。そしてこのスペースは今の段階では大きく変更できない制限があると思います。そういった場合

どうしてもさらにその先の事を考えなければならないということになると、中学校へ図書館を移すという話も当然出てきているわけです。ですから突拍子もない問題として中学校へ図書館を持っていくというわけではなく、これらの問題を解決するための延長線上には大きく場所を移動させたほうが良いのではないのかという結論に行きつく部分はあると思います。そこまで話を大きくする必要あるのかと思われるかもしれませんが、どうしても今の建物を大きく変えるわけにはいかないとなると、図書館の組織そのものを、併設という形そのものに問いかけをしていかないと有効な解決策はないと思っております。それでは話が広がりすぎることになれば、そういうお考えはわからないわけではないですが、そこまで踏み込んで考えても良いのではないかと考えています。どうしてもスペース確保のためには大きく場所の移動も含めて考えていかなくてはいけないというのが私を含め、図書館職員の共通の考えとして持っています。

部会長：私もストーリーと言いますか順序で考えたときにそれで良いと思います。

委員：決して飛躍した発想で申し上げているわけではないということをご理解ください。

部会長：確かに中学校図書館については眼中になく話をしていましたので、塚原委員の話にありましたようにいずれは村で考えていかなくてはいけない部分になると思いますので、スペースの問題などを考えたときに一つの解決方法だと思えます。この案がどうなのかと言うことは検討委員会の本会にて話がされると思えますので、社会教育部会としては一つの解決方法になるのではないかという提案にはなりますよね。これにより②利用者拡大のためにや課題の③蔵書の増加に伴うスペース確保について解決の糸口になるのかなと思います。それでは今検討された内容で結論付けをさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

全員：了承。

部会長：続いて課題の④図書館の防犯体制について進みたいと思います。これについてどうでしょうか。

委員：おみ図書館では土曜開館時に職員一人で対応している状況です。この場合学校も休みですし、防犯上何かあった場合にSOSを出す、発信する手段が全くない状況です。これを何とかしたいということで、一つは一人体制を作らないことも一つの手段だと思うのですが、今の職員体制でやりくりをつけていこうとした場合どうしても限界があり一人体制の時間帯が出来てしまいます。簡単に言ってしまうとボタン一つで緊急事態を外に発信できればいいのですが、そういった設備が整っていないので何とかしたいと思っております。

部会長：火災報知器はありますか。

委員：火災報知器はありますが。

部会長：火災報知器は押したらダメですね。

委員：火災報知器はダメですね。火災報知機以外に外にベルが鳴るような設備を作らないといけないですね。経費は掛かりますが、これは早急に設置しなくてはならないと思います。

委員：平日は内線ボタンを押すことで職員室につながるようになっていますが、土曜日は職員室に誰もいないのでむずかしいですね。

委員：対外的に大きな音が出るようにすればいいですね。

委員：役場に日直はいますか。

教育長：日直はいますが一人です。

委員：役場につながるようにすればどうですか。

教育長：日直は一人なので動きは取れないですね。

委員：動けなくても連絡は取れますよね。

委員：警察署と連携は難しいですかね。

委員：難しいと思います。やはりブザーでもベルでも外で大きな音がする設備をつければいいと思います。近所への知らせにもなりますし、侵入者も大きな音で逃げると思います。ですから防犯ベルをすぐにつけるべきだと思います。

委員：一点お聞きしたいのですが、隣のカーペットの部屋を防犯カメラで見ることができるようになっていると思いますが、玄関は映し出すことは出来ないのでしょうか。

委員：映りません。

委員：そうなのですね。玄関と反対側を向いて作業などしていると、カウンターまで誰が来ているかわからない場合もありますよね。ですから玄関から誰かが来ているかわかるように出来ないかなということが一点と、もう一点は職員体制として二人体制がとれるといいですね。防犯ベルはとても良いと思います。

委員：確かに防犯カメラで見ることが出来ることも重要ですが、誰かが入ってきた時にピンポンなどの音で知らせる設備も必要だと思います。経費もそんなに掛からないと思いますので、早急に対応するべきだと思います。

部会長：日曜開館も計画されているということですし、検討に出てきた開館時間の延長なども加味すると、早急に防犯体制を強化する必要があると思います。

委員：そうですね。少なくとも入ってきたときに音が鳴って、入ってきたことがわかる必要があると思いますし、防犯ベルで緊急事態を外に知らせることが大切だと思います。

部会長：それでは課題の④図書館の防犯体制については防犯ベルの設置、人のセンサーの設置ということによろしいでしょうか。

全員：了承。

部会長：まだ課題はありますが、長時間になっておりますので、本日の検討はここまででよろしいでしょうか。その他について何かありますか。無いようですので次回日程を決めたいと思います。事務局案をお願いいたします。

事務局：次回の日程を調整させていただきたいと思います。次回は3月29日（木）でどうでしょうか。

部会長：それでは次回会議を3月29日（木）19時からでお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。他に何かございますか。無いようですのでこれで会議を閉じます。長時間ありがとうございました。

次回日程 平成30年3月29日（木）

19時～ 第3、4研修室